

は、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
(7) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。
(8) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。
(9) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。
(10) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等一層の連携強化に努めるものとする。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、都道府県においては、地方税法における狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものとする。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

都道府県における鳥獣の生息や関連する社会経済の状況等の変化を踏まえ、鳥獣保護事業をめぐる現状と課題を整理するものとする。

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

I 第二「1 制度上の区分に応じた保護管理」及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載するものとする。

(1) 希少鳥獣

都道府県版レッドリストに記載されている鳥獣にあっては、必要に応じ、I 第二「1 制度上の区分に応じた保護管理」に準じて対象種と保護管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣であっても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合にあっては、法第12条に基づき所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、鳥獣保護事業計画に対象種と保護管理の考え方を記載する。

(3) 外来鳥獣

都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、生態系に係る被害が生じている鳥獣については、必要に応じ、I 第二「1 制度上の区分に応じた保護管理」に準じて対象種と管理の考え方を鳥獣保護事業計画に記載する。

は、取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
(6) 取締りに必要な機動力を整備するほか、緊急取締りに対応して鳥獣行政担当職員及び鳥獣保護員の動員体制を整備するものとする。
(7) 狩猟事故及び狩猟違反の未然防止のため、法の知識及び実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、各都道府県の狩猟者団体等の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。
(8) 任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的なかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努めるものとする。
(9) 警察当局との連携を一層密にするため、違法捕獲等に関する連絡会議を設置する等一層の連携強化に努めるものとする。

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 →II 4へ

3 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱

地形や気候等の違いにより鳥獣の生息状況が都道府県内の他地域と比して著しく異なる特定の地域については、その地域の保護管理の方向性を別途示すことができるものとする。この場合には、鳥獣保護事業計画にその地域の名称、区域、概要を示した上で、他地域とは別に方向性を示す必要がある事項の欄について、当該地域における方向性を記載することとする。

4 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

5 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な当該都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、現在、法第12条第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

3 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な当該都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、現在、法第12条第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進めていくものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的・客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれのあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲

獲物の処理の方法などについて付するものとする。

6 鳥類の飼養の適正化

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
 - (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
 - (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
 - (4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。
- また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

7 販売禁止鳥獣等

- (1) 許可の考え方
販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること
② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと
- (2) 許可の条件
販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

- (1) 基本的な考え方
傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

物の処理の方法などについて付するものとする。

4 鳥類の飼養の適正化

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
 - (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
 - (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
 - (4) 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。
- また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

5 販売禁止鳥獣等

- (1) 許可の考え方
販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①、②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること
② 捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと
- (2) 許可の条件
販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

2 傷病鳥獣の保護収容（Ⅱ第八ー2から再掲）

鳥獣の保護思想についての普及啓発及び鳥獣の保護に資するため、傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の保護事業の効果的な実施に努めるものとする。

傷病鳥獣の保護の実施に当たっては、効果的かつ機動的に救護を行うため、

- 59 -

- ①鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師（団体）、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ②終生飼養及びリハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中で位置づけを明確にするとともに、研修などを通じて育成を図るなど、民間による積極的な取組を推進する。
- ③傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。
- ④都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。
- ⑤油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握するなど救護体制の整備を図る。関係団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- ⑥雌及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。
- ⑦救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況及び感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上、必要に応じて対策を講じる。

- (2) 救護個体の取扱い
救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ①収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法など関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。
- ②希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養を検討を行う。これらの対応が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- ③外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、必要に応じ同法による手続を経た上で、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるか終生飼養する。
- ④野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等の被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死などの取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。
- ⑤その他の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

- (3) 人獣共通感染症対策
収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

鳥獣保護センター等を中心として、地元の獣医師団体、自然保護団体等とも連携を図ることとし、また、救護に携わるボランティアの位置付けを明確にすること等により、民間による積極的な取組を推進するものとする。

油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合や保護が特に必要と認められる種（都道府県において、絶滅のおそれがあり、又は、これに準ずるものとされている種）の保護については、行政機関が主導的に実施するものとし、これらに対応した救護体制の整備に努めるものとする。

なお、雌及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、都道府県民に対し周知徹底を図るものとする。

野生復帰が不可能と診断された傷病鳥獣や、野生復帰させることが被害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣の取扱いについては、学識関係者、関係行政機関及び関係団体からなる検討会においてガイドラインを作成し、適切に対処するものとする。

また、野生鳥獣の保護管理に関する必要な情報を傷病鳥獣から収集し、全国的に情報を活用できるように、情報収集項目の標準化等の体制の整備に努めるものとする。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(4) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ①対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。
- ②発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

9 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備えて、国や都道府県内の関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等に関する基本的な対応について整理しておくとともに、都道府県内での野鳥の生息状況及びウイルス保有状況調査等の実施体制の整備に努めるものとする。

なお、野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の詳細な項目等については、別途、国が作成した「高病原性鳥インフルエンザ発生時の鳥獣行政担当部署の対応について」を基に適切な実施を図るものとする。

さらに、鳥獣の異常死が発生した際の対応に関する基本的な考え方を整理しておくものとする。

III その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項

国は、鳥獣保護事業を積極的に推進するため、都道府県と連携、協力しつつ、全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から以下に掲げる施策を行う。
また、都道府県が鳥獣保護事業計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努める。

第一 鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定、整備等を計画的に進める。
具体的内容については、II 第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち全国的、国際的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施する。

なお、湿原、湖沼、干潟などの湿地でラムサール条約基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行ったうえで、ラムサール条約登録湿地の登録に努めるものとする。

- 61 -

第二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

II 第三の記述内容のうち全国的、国際的な見地から必要と認められる施策について、その内容に準じて実施する。

第三 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有害鳥獣捕獲に限る。）に関する事項

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から施策を実施する。具体的内容については、II 第四の記述内容のうち全国的、国際的な見地から必要と認められる施策について、その内容に準じて実施する。

第四 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、施策を実施する。具体的には、II 第七のうち全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項についてその記述内容に準じて調査を実施するほか、鳥獣の生息状況、その他の自然環境、社会的環境の変化に応じて必要な調査を実施する。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類などこれまでの情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を積極的に実施するものとする。その実施にあたっては、ネズミ、モグラ類に関する被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

また、法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定される鳥獣については、生息状況等の調査を関係省庁と連携して行い、保護管理の状況についても、関係省庁と連携して情報収集、分析に努めるものとする。

第五 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、施策を実施する。具体的には、II 第八のうち全国的、国際的な見地から必要と認められる施策について、その内容に準じた施策を行う。

第六 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から、施策を実施する。具体的には、II 第九のうち全国的、国際的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じた施策を行う。

また、傷病鳥獣への対応については、地方公共団体と連携を図りながら、民間の協力を得て、体制の整備に努める。この際、油汚染事故など一時的に多数の傷病が発生した場合への準備及び対応や、希少種の取扱いに配慮するとともに、併せて捕獲個体や死亡個体から保護管理に有効な情報を得るための体制の整備を図る。

第七 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

全国的、国際的な鳥獣の保護の見地からの施策を実施する。具体的には、II 第十のうち全国的、国際的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じた施策を行うほか、以下の施策を推進する。

1 鳥獣の捕獲許可の対象となる捕獲の目的等について必要に応じ見直しのた

- 62 -

めの調査、検討を行う。

2 狩猟の適正化のため、狩猟鳥獣の種の見直し、捕獲禁止又は制限の見直しを定期的に行うための仕組みについての検討を行う。

3 指定猟法禁止区域制度については、都道府県との連携を図りつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるため、調査、検討を行う。

4 販売禁止鳥獣について、必要に応じて対象とする種の見直しのために調査、検討を行う。

5 鳥獣の輸出入の規制について、関係行政機関と連携を図るとともに、適法捕獲証明制度等を円滑に運用しつつ適切な施策の推進に努める。

また、上記のⅢの中で示した国が行う施策以外について、全国的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められるものは、都道府県、関係行政機関と連携を図りつつ、効果的に実施を図る。